宮城県南部で飼料等の販売業を営む申立会社の営業損害について、販売先のうち避難指示区域内の畜産業者が廃業、事業停止または事業縮小を余儀なくされたことによって生じた減収分につき、申立会社の販売先のある地理的範囲における飼料販売は既に寡占状態で取引の代替性を認めるのは困難であること等を考慮して、平成27年分につき原発事故による影響割合を5割として逸失利益が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

ア 営業損害(逸失利益)

金17, 111, 827円

イ 本件和解仲介に関する弁護士費用

金513,355円

(2) 期間(上記(1) アについて)

自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項(1)記載の損害項目及び同(2)記載の期間に対する和解金として金17,625,182円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項(1)記載の損害項目(同項(2)記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名 (記名)押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契 約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 (仲介委員 牧野義信)